

# 公募型プロポーザル方式による地域交流施設管理運営事業（ハナトピア岩沼利活用）

## 質問に対する回答

### （施設整備に係る提案価格算定範囲の問合せに対する回答分）

質問	回答
施設提案条件書P.6（表3「本市が負担している費用等」）における⑤建築物の改修及び⑥⑤に対する効果促進事業の関係について、⑤+⑥が4億円を下回っていれば、⑤の費用を2億8000万円以上の金額とし、⑥を1億2000万円以下の金額としてもよいか。	問題ない。例えば、⑤：3億円、⑥：1億円とすることも可能とする。 ただし、⑥の金額が⑤+⑥の金額の3割を上回ることはできない。
温室の解体に係る費用は、⑥⑤に対する効果促進事業として計上可能か。	建築物の解体が、新築、建築物に係る整備に伴い発生する解体撤去であれば計上可能。
「建築物との関連のない屋外遊び場」「交付金の対象外となる整備」とはどのようなものが考えられるか。	建築物との関連のない屋外遊び場：単なる遊具の整備など、建築物の有無に整備が左右されないような単なる遊具を意図している。 交付金の対象外となる整備：その整備が、デジタル田園都市国家構想交付金の趣旨目的と合致しないとされるものになる。施設提案条件書P.2の「2.デジタル田園都市国家構想交付金との整合性に関する提案の考え方」に繋がると説明できないものは交付金の対象外となるが、疑義がある提案を妨げるものではない。計画全体の位置づけとも関連する。具体的な案件がある場合は個別具体的に相談いただきたい。 選定基準書においても屋外子供の遊び場に関する提案を求めているため、提案者はその部分に対する提案も行うものとするが、施設提案条件書P.6の表3に掲げる費用以外の整備（建築物との関連のない屋外遊び場、交付金の対象外となる整備等）については現時点で市費での予算化の目途が立っていないことから、寄附による整備を行うことになる。費用の確保ができない場合は、本市はその整備を行わないものとする。